

平成21年5月11日

法務省刑事局 御中

公訴時効の撤廃を求める意見書

東京都中央区日本橋中州 5-1-703

全国交通事故遺族の会

会長 井手 渉

電話 03-3664-1065

全国交通事故遺族の会は、交通事故被害者の遺族だけで構成されている、純粋な自助団体です。当会の主な活動は、遺族どうしの心の支え合いと、交通事故の無い社会を築くための諸活動です。

交通事故を無くすためには、様々な分野での取り組みが必要とされていますが、その中で、もっとも効果が高いのが、処罰の適正化であると考えています。交通事故は、道交法に定められた安全運転義務を怠った末に引き起こされる、明らかな犯罪です。

しかしその処罰はあまりに軽く、厳罰を求める被害者・遺族の感情からは隔絶したものがああります。

一般社会には、危険運転致死傷罪・自動車運転過失致死傷罪の新設や道交法の改正により、厳罰化が十分に図られてきたという認識があるかと思えます。しかしそれは、法定刑が引き上げられただけで、実態とはかけ離れています。

現在、交通事故の起訴率は1割程度に押さえられたままです。起訴されても、そのほとんどは略式起訴という罰金刑どまりです。そして本裁判になったとしても、多くは執行猶予付きの判決になっています。すなわち実刑になる者は、ほんの一握りに過ぎず、事故で人を死傷させた加害者は交通刑務所行き、という構図は絵に描いた餅に過ぎません。

今般、公訴時効について、見直し論が持ち上がっていますが、全国交通事故遺族の会は、交通事故遺族を代表して、公訴時効の撤廃を、強く求めます。

そもそも交通事故の罪が「過失」とされて軽いのは、その検挙率の高さが前提になっています。すなわち全ての加害者が検挙され、被害者や遺族に謝罪するとともに、罪を償う矯正・更正効果が期待できると考えられているからです。

しかし現実には、被害者・遺族の納得する謝罪はほとんどなされず、前述のように処罰が

無罪に等しいくらい軽いため、悪質な累犯者が後を絶たないのです。

一般交通事故の場合は、検挙率が高いため、今回の公訴時効問題は存在しません。

しかし、忘れてはならない重大な犯罪があります。それは「ひき逃げ」です。全体から見れば少ないのですが、飲酒運転がらみや引きずり逃走など、凶悪な事件が後を絶ちません。

そしてひき逃げ犯の検挙率が年々低下しているという、深刻な背景もあります。

ひき逃げとは、事故後の被害者救護や警察に対する通報義務を怠ったうえ、現場を離脱する行為をいいます。被害者は、すぐに病院に運ばれていれば、軽傷ですんだかも知れないものが、回復不能の重傷となり、最悪の場合死に至ることもあります。

事故原因は、百歩譲って不可抗力であったとしても、負傷した被害者を路上に放置して逃げる行為は、明らかに故意犯として重罪に値します。その罪は強盗や放火などに等しく、もしも被害者が死ぬようなことにでもなれば、これは殺人罪に他なりません。

そもそもひき逃げを、道交法という寛大な法律で裁かせていることについて、私たちは大いに不満をもっています。

走る凶器である自動車を運転する運転者にとって、救護は最低限の義務であるとともに、人間としての資質でもあります。

残された遺族にとっては、加害者が分からないことによって、怒りの矛先の向け場がありません。さらに損害賠償請求においても自賠責保険が容易に受け取れないことや、任意保険が無いことで、大きな不利益を被っています。

時効という制度があることの背景に、「氏名・肖像が明らかになって、指名手配されているような容疑者は、逃亡期間中も通常の仕事には就けず、平穏な生活を送ることは困難であるとして、実質的な『社会的制裁・心理的不安を受けている期間(刑罰代替の期間)』と見なす」という考えがあります。

しかしひき逃げ犯は、顔も名前も分からないまま、のうのうと暮らすことができる、しかも車の運転も出来るという意味で、この概念に当たらないことは誰の目にも明らかです。

昨今のひき逃げには、飲酒・薬物使用など悪質運転隠しが、その裏にあると考えられています。こうした悪質運転のあげく起こした事故には、本来危険運転致死傷罪が適用され、重罰が下されるのが当然です。

しかし、いったん逃げてしまえば、仮に後日検挙されたとしても、飲酒・薬物・過労などの因果を立証することができないため、危険運転致死傷罪が適用できなくなります。まさに「逃げ得」となるわけです。

今般の時効制度の見直しには、この「逃げ得」を許さないという世論に後押しされた動機があると考えられます。まさにひき逃げこそ、絶対に外してはならない犯罪だと考えます。

法務省案による公訴時効の見直し対象は、殺人・放火などの重罪と危険運転致死傷罪とされているようです。

しかしひき逃げは道路交通法という、まったく別の法律で裁かれています。一般市民の目からみれば、交通事故の処罰がどのような法律の下で行われているか完全に理解している人は少ないでしょう。

公訴時効制度の見直しが、法律や所管する省庁ごとに行われるのではなく、すなわち、縦割り行政の弊害といわれることのないよう、交通事故関連の省庁を横断して、市民の信任に応えるような改正(刑法と道交法の二人三脚)になることを望みます。

もしもひき逃げが、今回の改正から置き去りになるとしたら、犯罪の大部分を占める交通事故にたいする軽視であり、多くの被害者・遺族の期待に背くことは必定です。

時効制度を維持する理由に「時間の経過で証拠が散逸し、公正な裁判ができない」ということがあります。しかし日進月歩の科学は、少しの試料からも犯人を突き止められる可能性を秘めています。さらに私たちは、自動車のメーカーに、ひき逃げ犯の検挙につながる、車のアイデンティティを、事故時に強制落下させる仕組みを取り付けるよう求めていますので、将来はその点でも時間の経過が、時効の理由にはならなくなるでしょう。

被害者・遺族にとって、時間が経てば、加害者への処罰感情が薄れるかのごとき発想があると聞いていますが、私たちにはそうした感情はまったくありません。

時効を撤廃して、逃げ得の無い公正な社会、交通事故の無い安全な社会を実現させるよう、求めて止みません。

追記

民事消滅時効

損害賠償を目的とする民事事件では、交通事故の時効は3年となっています。

被害者・遺族の中には、混乱と脱力のあまり、気がついた時には時効というケースがあります。また非協力的な、加害者側代理人と交渉を行っているうちに時効を迎えてしまったという具体例もあります。

被害者・遺族にとって事故後の3年などは、あっという間です。民事においても時効までの期間を最低でも2年延長して、5年にしてくださいをお願いします。

以上